

令和3年度 交通遺児等奨学生(高等学校等)募集要項

公益財団法人鹿児島県育英財団

1 趣 旨

この奨学制度は、保護者等が道路等における交通事故で死亡又は負傷のため著しい後遺障害があつて働けなくなった家庭の子等に対して奨学金の貸与を行う。

2 募集人員，貸与月額

募集人員	区 分	貸与月額
若干名	国公立	24,000円
	私 立	36,000円

※ 高等専門学校に在学する者は、日本学生支援機構との併用はできない。

応募者が多い場合は、応募資格や応募基準等を満たしていても採用されないことがある。

3 貸与期間

- (1) 貸与期間は、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校（高等課程）（以下「高等学校等」という。）の卒業までの正規の修学期間とする。
- (2) 奨学生に休学・退学等の異動が生じた場合は、異動事由の発生した日の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から貸与を休止又は取り消す。
- (3) 奨学生となった後に父母等が県外へ転居した場合（単身赴任を除く。）は、貸与を取り消す。

4 応募の資格

鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子等で、次の各号に該当する者とする。

- (1) 保護者等が道路等における交通事故（陸上、海上、航空）で死亡又は負傷のため著しい後遺障害があつて働けなくなった家庭の子等
- (2) 上記3(1)の高等学校等に在学する者

5 応募基準

世帯の1年間の認定所得金額が、収入基準額以下の者
（認定所得金額の算定方法・収入基準額は別紙1を参照）

6 推薦基準

「5 応募基準」を満たす者で、次の各号に該当する者

- (1) 学力
前学年（高等学校1年生相当学年の者にあつては、中学校3年生相当学年）の全履修教科・科目における学業成績の評定平均値が5段階評価で3.0程度以上あること。
- (2) 人物
次のア～ウの各号に該当する者
ア 途中で学業を放棄することがないと思われる者
イ 学習活動、その他全般を通じて、態度・行動が生徒としてふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者
ウ 奨学金返還の義務について、責任を自覚できる者

7 奨学金の返還

- (1) 奨学金は貸与制（無利息）であり、貸与終了後は返還の義務がある。
- (2) 返還開始時期は、高等学校等を卒業した日、奨学金の貸与期間が満了した日又は貸与を取り消された日から6か月経過後（7か月目）からとする。
- (3) 貸与を受けた奨学金は、口座振替により月賦で返還することとする。
- (4) 正当な理由がなく、奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、延滞利息を支払うことになる。
- (5) 次の場合は、申請により奨学金返還の履行期限を猶予することができる。
ア 在学中に、貸与期間が満了した場合、又は貸与を取り消された場合は、6か月経過したときから、退学又は卒業後6か月までの期間
イ 退学又は卒業後、返還開始前に他の学校等へ入学した場合は、返還開始時から、他の学校等を退学又は卒業後6か月までの期間
更に、他の学校等へ入学した場合も同様の期間
ウ 返還開始後、他の学校等へ入学した場合は、入学したときから、退学又は卒業後6か月までの期間
エ 理事長がやむを得ない事情があると認めた場合

【返還額（参考）】

奨学金の種類	区分	貸与月額	3年間の貸与総額	返還回数	月賦返還額
交通遺児等奨学金 (高等学校等)	国公立	24,000円	864,000円	129回以内	6,700円以上
	私立	36,000円	1,296,000円	155回	8,400円

* 全額又は一部の繰上返還をすることが可能である。

8 提出書類等

- (1) **申請者が、在学する高等学校等へ提出するもの**
提出期限 各学校が定めた日 厳守

- ア 奨学金貸与申請書（高等学校等奨学生・在学募集）（第1号様式）
 イ 奨学金振込口座届（別紙様式1）
 ウ 令和3年度高等学校等奨学生在学募集申請用チェックシート
 エ 交通事故証明書（自動車安全運転センターが発行するもの（原本））等、事故の内容や発生日時がわかる証明書
 オ 父母等の所得額課税額証明書等（別紙1のVを参照）
 カ 特別控除を受けようとする者は、その事由を証する書類

※別紙1のIIを参照（以下の表は抜粋）

特別控除又は特別加算の事由	必要な証明書
障害のある人（1級～3級）のいる世帯 現在長期療養者のいる世帯	障害者手帳（写し）又は療育手帳（写し） 医師等の診断証明書（原本） 長期療養による年間支出額（別紙様式3-1） 及び領収書（写し）（申請時から過去1年分）
主たる家計支持者が別居している世帯	単身赴任等に伴う年間支出額（別紙様式4） 及び領収書（写し）※申請時から直近4か月分
震災、風水害、火災その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯	り災証明書（写し） 被害額を証明する書類

- (2) **学校が作成するもの**
 奨学生推薦書（在学募集）（第2号様式）

9 推薦の手続

学校長は、生徒から提出された貸与申請書、チェックシート及び所得額課税額証明書等を審査の上、応募基準及び推薦基準を満たす者について、必要な書類を添付して推薦すること。

- 10 **学校から財団への提出期限**
令和3年5月13日（木）必着

11 選考の方法

書類審査の上、奨学生選考委員会で選考する。

12 採用候補者の認定及び通知

令和3年7月上旬までに採用候補者を認定し、学校長へ通知する。

13 採用者決定について

採用候補者には、当財団から「誓約書・奨学金借用証書」の様式を送付し、当財団への提出を確認後、正式に採用決定し、奨学金を交付する。

決められた期限までに提出のない場合や不備の修正等が完了しなかった場合は、採用を取り消す。

なお、「誓約書・奨学金借用証書」の提出に当たっては、第一、第二連帯保証人が必要となることから、事前に関係者間で、奨学金返還についての共通した認識を持つておくこと。

連帯保証人について

- ・ 第一連帯保証人には、親権を持つ父母のどちらか（親権者がいない場合は後見人）を選任すること。
- ・ 自己破産者（免責になった者も含む。）や再生債務者及び未成年者は選任できない（父母とも自己破産者の場合は、本人の親族を選任すること。）。
- ・ 第二連帯保証人には、本人及び第一連帯保証人とは別生計の人を選任すること。

14 応募書類の提出先及び連絡先

〒890-8577
 鹿児島市鴨池新町10番1号（県庁17階）
 公益財団法人鹿児島県育英財団
 TEL 099-286-5244
 FAX 099-286-5229
<http://www.kagoshima-ikuei.jp>